

意見書

(平成15年度第6回再評価審査)

三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

平成15年11月27日に開催した平成15年度第2回三重県公共事業評価審査委員会において、県より道路事業5箇所、都市公園事業7箇所の審査依頼を受けた。

この事業に関して、県、市及び町の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

各審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 道路事業

- 12番 道路事業(一般国道163号南河路バイパス)
- 13番 道路事業(一般国道166号田引バイパス)
- 14番 道路事業(一般国道260号下津浦拡幅)
- 15番 道路事業(一般国道260号志摩バイパス)
- 40番 道路事業(一般国道306号四日市菟野バイパス)

12番、13番については、平成6年度に事業着手し、概ね10年を経過して継続中の事業である。また、14番、15番については、昭和63年度に、40番については、平成元年度にそれぞれ事業着手し、平成10年度に再評価対象事業として一度審査を経た事業であり、その後概ね5年を経過して継続中の事業である。

審査を行った結果、12番、13番、40番については、事業継続の妥当性が認められる。したがって、事業継続を了承する。

ただし、14番、15番については、総事業費が平成10年度に行った再評価時点に比べ多額の増加となっており、増額に至った時系列的経緯および事業決定過程が不明確なため、その妥当性を判断できない。このため、今後の事業計画についても信頼性に乏しいと判断する。したがって、これらを説明できる資料の提出を待って次回再審議とする。

(2) 都市公園事業[県事業]

- 35番 都市公園事業(北勢中央公園)
- 36番 都市公園事業(大仏山公園)

(3) 都市公園事業 [市町村事業]

- 1 0 5 番 都市公園事業 (南部丘陵公園) [四日市市]
- 1 0 6 番 都市公園事業 (深谷公園) [鈴鹿市]
- 1 0 7 番 都市公園事業 (山崎運動公園) [熊野市]
- 1 0 8 番 都市公園事業 (町民の森公園) [河芸町]
- 1 0 9 番 都市公園事業 (安濃中央総合公園) [安濃町]

3 5 番については、昭和 5 8 年度に、3 6 番については、昭和 5 5 年度に、1 0 5 番については、昭和 5 1 年度に、1 0 7 番については、昭和 5 4 年度に、1 0 8 番については、昭和 5 5 年度に、1 0 9 番については、昭和 5 7 年度にそれぞれ事業着手し、平成 1 0 年度に再評価対象事業として一度審査を経た事業であり、その後概ね 5 年を経過して継続中の事業である。また、1 0 6 番については、平成 6 年度に事業着手し、概ね 1 0 年を経過して継続中の事業である。

審査を行った結果、1 0 5 番、1 0 6 番については、事業継続の妥当性が認められる。したがって、事業継続を了承する。

ただし、3 5 番については、残事業計画の妥当性が認められない。また、3 5 番も含めて 3 6 番、1 0 7 番、1 0 8 番、1 0 9 番については、費用対効果分析の考え方について次の点に疑問が残った。

- 一、便益計算について、実態を反映しない原単位をもって計算するなど画一的にマニュアルを用いていることから、事業効果の妥当性を客観的に判断できない。
- 一、費用計算について、事業採択当時から著しく事業費が増加しており、事業目的とそれに要する費用の考え方が不明確である。

したがって、この 5 件については残事業計画の妥当性を説明できる資料の提出を待って再審議とする。